

第3章 認知症施策の推進

概要

- 厚生労働省が行った認知症高齢者数の推計を本県に当てはめると、2015年の約27.7万人が2040年には最大で約54.6万人となり、年々増えていくことが見込まれます。このように、急速な高齢化の進行に伴い、認知症施策の推進は喫緊の課題となっています。
- 認知症は、誰もがなる可能性があり、誰もが介護者として関わる可能性がある身近な病気であり、他人事ではなく、「じぶんごと」として考える必要があります。
- また、今後は、認知症の人が単に支えられるだけでなく、認知症の人が認知症とともに、よりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる社会を実現することが求められています。

(国の動向)

- 認知症に係る諸課題について、政府一体となって総合的な対策を推進するため、「認知症施策推進関係閣僚会議」を2018年12月に設置し、その後、有識者会議等での議論を経て、2019年6月に開催された「認知症施策推進関係閣僚会議」において、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの方針をまとめた「認知症施策推進大綱（以下「大綱」という。）」を決定しました。
- 大綱は、認知症の発症や進行を遅らせることを「予防」と定義し、認知症の人が暮らしやすい社会を目指す「共生」とともに、「共生」と「予防」を車の両輪として、以下の5つの柱に沿って、施策を推進していくこととしています。

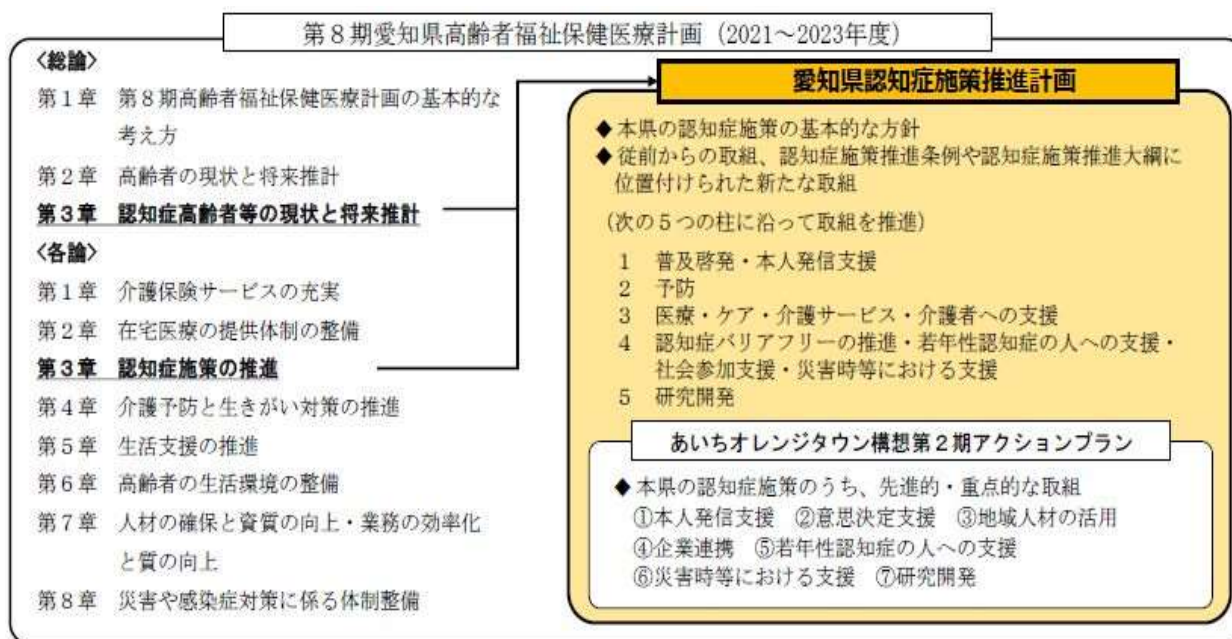
◇ 認知症施策推進大綱 具体的な施策の5つの柱

認知症施策推進大綱 具体的な施策の5つの柱	
① 普及啓発・本人発信支援	認知症の人や家族の視点の重視
■ 企業・職域での認知症サポーター養成の推進 ■ 「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等	
② 予防	
■ 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充 ■ エビデンスの収集・普及 等	
③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	
■ 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化 ■ 家族教室や家族同士のびあ活動の推進 等	
④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	
■ 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり ■ 企業認証・表彰の仕組みの検討 ■ 社会参加活動等の推進 等	
⑤ 研究開発・産業促進・国際展開	
■ 薬剤治験に即応できるコホートの構築 等	

(本県の状況)

- 本県では、2017年9月に「あいちオレンジタウン構想」を策定し、「地域づくり」と「研究開発」の両面から取組を進めるとともに、2018年3月には「あいちオレンジタウン構想」の取組を反映した「第7期愛知県高齢者健康福祉計画（以下「第7期計画」という。）」を策定し、2020年度までの目標を掲げ、認知症施策の推進を図りました。
- 認知症を取り巻く状況に対応していくためには、構想の取組を県内全域に速やかに広めるとともに、地域で暮らし、学び、働く人々が、認知症を「じぶんごと」として取り組むことを進めていく必要があることから、2018年12月には認知症施策の基本となる指針を示す条例としては都道府県初となる「愛知県認知症施策推進条例（以下「条例」という。）」を制定しました。
- 本計画における認知症施策に係る記載部分を条例第9条で定める本県の認知症施策についての基本的な方針等を定める「愛知県認知症施策推進計画（計画期間：2021～2023年度）（以下「計画」という。）」に位置付け、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。
- 計画には、あいちオレンジタウン構想を推進するための先進的・重点的な取組を示した「あいちオレンジタウン構想第2期アクションプラン[※]」（2020年12月策定）を反映しています。

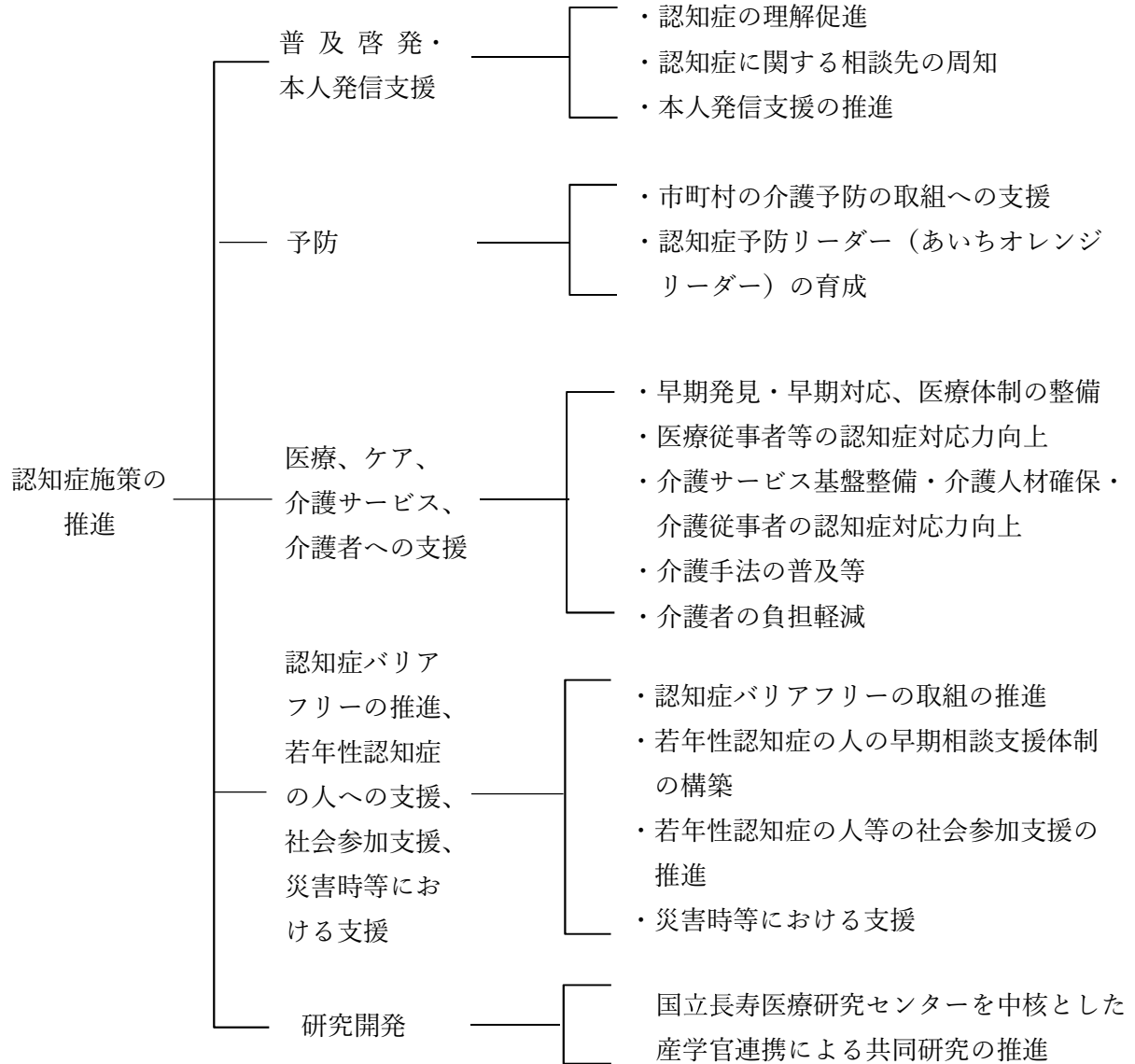
◇各計画の関係（イメージ図）



補足) 本章において、「[※]」が付いている取組は、「あいちオレンジタウン構想第2期アクションプラン（2021～2023年度）」の取組である。

- 施策の推進に当たっては、全ての認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて進めることを基本として、国の大綱の5つの柱を踏まえ、次のとおり進めます。

◇ 認知症施策の推進の体系図



1 普及啓発・本人発信支援

現状・第7期計画の評価

- 認知症は、誰もがなる可能性があり、誰もが介護者として関わる可能性がある身近な病気であり、他人事ではなく、「じぶんごと」として考えることが必要です。そして、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが重要であり、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」の養成に、市町村等と協働して取り組み、2020年12月末現在、518,151人を養成しました。

◇ 認知症サポーター養成状況（名古屋市を除く）（2020年12月末現在）

区分	2017年度までの累計	2018年度	2019年度	2020年度（～12月末）	合計
県	15,796人	206人	219人	90人	16,241人
市町村	377,875人	52,753人	53,196人	15,109人	498,933人
団体	2,880人	7人	0人	20人	2,977人
計	396,551人	52,966人	53,415人	15,219人	518,151人

- 認知症サポーター養成講座の講師役を担う「キャラバン・メイト」の養成を進め、すべての市町村に配置されています。
- 「認知症サポーターステップアップ研修」を開催し、サポーター活動を行う際に実践の場で必要となる認知症に関する知識や、認知症の人と身近に交流し、必要に応じて手助けするための対応スキルを身に付けるなど、認知症サポーターの質の向上を図りました。
- 地域で認知症に関わる事が多い職域において、認知症を理解した対応が図られるよう、認知症の人と接する機会の多い3業種（小売業・金融機関・公共交通機関）で働く人たちを対象にした「認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修」を開発し、県内14企業での実証を経て、プログラムの改良を行い、全県波及に取り組みました。
- 認知症に理解の深いまちづくりの実現に「じぶんごと」として取り組み、その取組内容を宣言していただく企業・大学を「あいち認知症パートナー企業・大学」として登録し、認知症に理解の深いまちづくりの機運を高めました。（2020年12月末現在：55社、18校が登録）

- こうした取組に加え、認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものであるという観点から、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らしていく姿を積極的に発信していく「本人発信支援」に新たに取組んでいく必要があります。

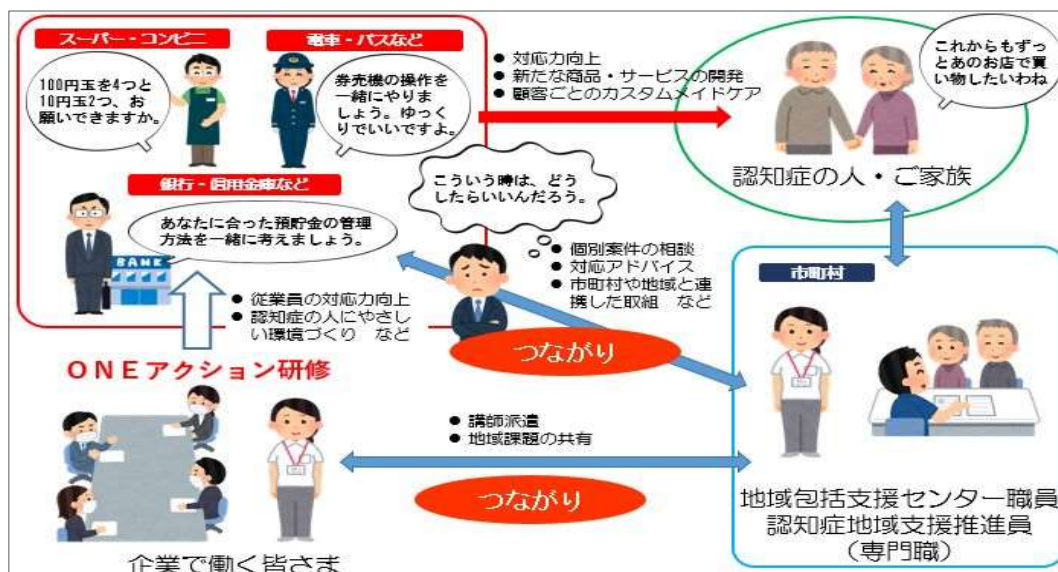
基本方針

- 認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への社会の理解を深めます。
- 認知症に関する相談先の周知を図ります。
- 認知症の人が自身の経験等について、自らの言葉で語る機会を確保し、認知症になっても希望をもって暮らすことができる姿を積極的に発信していくことのできる環境づくりを推進します。

2023年度までの目標

- 「認知症サポーター」及び認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」を養成するとともに、「認知症サポーターステップアップ研修」を開催し、チームオレンジの担い手となる認知症サポーターの人材確保を図ります。
- 児童生徒の認知症に関する理解促進のために、児童生徒向けの認知症サポーター養成講座の実施の他、小中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動を推進します。
- 世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。
- 「認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修」の一層の普及に向けて、研修を実施した企業について県民への普及啓発を行うとともに、企業が抱える認知症の顧客対応課題、市町村と企業の連携事例について共有及び意見交換する場を確保し、市町村と企業による連携体制の構築を図ります。*

◇ 認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修に係る市町村と企業の連携図



資料 愛知県福祉局作成

- 認知症に理解の深いまちづくりの機運を高めるため、「あいち認知症パートナー宣言」の推進を図り、企業や大学との連携を進め、地域や職域における認知症に関する理解の促進を図ります。^{*}

◇ あいち認知症パートナー企業の取組例

- 従業員への認知症の人にやさしい企業サポーター養成 (ONE アクション研修の実施)、地域包括支援センターと連携
- 認知症サポーターを全店舗に配置
- 認知症サポーター養成講座の講師役を務めるキャラバン・メイトを配置
- 市町村と高齢者の見守り活動に関する協定を結び、地域住民に普段と違う様子が見られた場合は、市町村へ連絡
- 地域住民を対象に認知症予防セミナーを開催

資料 愛知県福祉局作成

- 「あいち地域包括ケアポータルサイト」等を活用し、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び地域における認知症の専門機関である認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談先の周知を図るとともに、市町村における周知の促進を図ります。
- 認知症と診断された直後の人が認知症を受け容れることができるよう認知症の人本人が自身の経験を踏まえた支援を行うピアサポート活動の推進を図るため、研修会を開催し普及啓発を行う他、市町村等と連携し、ピアサポーター等の活動支援を行います。

- 認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組の一層の普及を図るとともに、市町村において、こうした場を通じて、本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう働きかけます。
- 認知症になっても希望をもって暮らすことができている姿を、県内に積極的に発信していくため、地域で暮らす認知症の人を「愛知県認知症本人大使」として委嘱するとともに、県や市町村が行う啓発活動や研修等において、自身の経験や将来の希望等について自らの言葉で伝えていただくなど、多様な連携機会の創出を図ります。*

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	2023 年度までの目標	事 業 内 容
認知症サポーターの養成	県 市町村 その他	502,932 人 (2019 年度)	増加	認知症サポーターを養成する。
本人の意見を重視した施策の展開	市町村	6 市町 (2019 年度)	全ての市町村	市町村における本人ミーティング等の実施を促進する。
愛知県認知症本人大使*	県 市町村	—	愛知県認知症本人大使の委嘱・協働	地域で暮らす認知症の人を「愛知県認知症本人大使」として委嘱し、県や市町村が行う啓発活動や研修等で協働を図る。

2 予防

現状・第7期計画の評価

- 世界保健機関（WHO）では、全世界で5,000万人が罹患しており、更に増加が予測される認知症に対応するために、2019年に、世界中の認知症に関する研究から認知症等のリスクを減らす可能性があるアプローチをまとめた「認知機能低下および認知症のリスク低減のためのガイドライン」を公表しました。

◇ 「認知機能低下および認知症のリスク低減のためのガイドライン」12対策の推奨の概要

テーマ	推奨内容	エビデンスの強さ	テーマ	推奨内容	エビデンスの強さ
		推奨の強さ			推奨の強さ
身体活動による介入	身体活動は、認知機能正常の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨される。	中 強い	体重管理	中年期の過体重、または肥満に対する介入は認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～中 条件による
	身体活動は、軽度認知障害の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨してもよい。	低い 条件による		高血圧の管理	高血圧の管理は、現行のWHOガイドラインの基準に従って高血圧のある成人に対して行われるべきである。
禁煙による介入	禁煙介入は、他の健康上の利点に加え、認知機能低下と認知症のリスクを低減する可能性があるため、喫煙している成人に対して行われるべきである。	低い 強い	糖尿病の管理		高血圧の管理は、高血圧のある成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。
	栄養的介入	地中海食は、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨してもよい。		中 条件による	脂質異常症の管理
WHOの健康食に関する推奨に準拠して、健康的なバランスのとれた食事はすべての成人に対して推奨される。		低い～高い (食事の成分による) 強い	うつ病への対応	糖尿病の管理は、糖尿病患者に対して認知機能低下や認知症リスクを低減するために行ってもよい。	
ビタミンB・E、多価不飽和脂肪酸、複合サプリメントは、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨されない。		中 強い		難聴の管理	脂質異常症の管理は、脂質異常症のある中年期の成人において認知機能低下と認知症のリスクを低減するために行ってもよい。
アルコール使用障害への介入	危険で有害な飲酒を減少または中断することを目的とした介入は、他の健康上の利点に加えて、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行われるべきである。	中 (観察研究によるエビデンス) 条件による	認知症の介入		現在のところ、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために抗うつ薬の使用を推奨するエビデンスは不十分である。
認知的介入	認知トレーニングは、認知機能正常または軽度認知障害の高齢者に対して認知機能低下や認知症リスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～低い 条件による		社会活動	成人に対する抗うつ薬や心理療法を用いるうつ病医療は、現行のWHOmhGAPガイドラインの基準に従って行われるべきである。
社会活動	社会活動と認知機能低下や認知症のリスクの低減との関連については、十分なエビデンスはない。ただ、社会参加と社会的な支援は健康と幸福と強く結びついており、社会的な関わり合いに組み込まれることは一生を通じて支援されるべきである。	- -	認知機能低下や認知症のリスクを低減するために補聴器の使用を推奨するエビデンスは不十分である。		-
			WHOICOPEガイドラインで推奨されているように、難聴を適時に発見し治療するために、スクリーニングと難聴のある高齢者への補聴器の提供が行われるべきである。	-	

補足) 活用にあたっては、「エビデンスの強さ」より「推奨の強さ」を参考にすることを奨めている。

資料 日本総合研究所：認知機能低下および認知症のリスク低減 WHO ガイドライン, 2020 をもとに愛知県福祉局作成

- このように、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、第7期計画では、次の取組を進めました。

補足) 認知症予防：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

- 市町村が行う介護予防の取組を支援するため、市町村や地域包括支援センター職員に対する研修や、2019年度から2021年度にかけて実施する、高齢者が参加しやすいように配慮した通いの場のモデル事業を進めています。

- 高齢者に対する保健事業は、75歳以上になると後期高齢者医療広域連合が実施主体となりますが、それまで概ね国民健康保険であることから市町村が実施主体となり、実施主体が異なることにより、適切に事業を継続することが難しいという現状があります。また、介護予防は市町村が実施主体であるため、それぞれが管理する健康状況や生活機能の情報が連携されず対応が難しいという課題があります。このため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組の推進が求められています。
- 地域における認知症予防の実践活動を担うボランティアである認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）について、あいち健康プラザ内に設置した国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザがお互いの強みを活かし共同研究を行う「連携ラボ」において、養成研修会のカリキュラムや認定要領を策定し、あいち健康プラザにおいて2019年度より育成を開始しています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、予防活動を行う「通いの場」への参加などが難しい状況となっているため、そうした面も考慮しつつ、引き続き、こうした市町村の取組への支援を図っていく必要があります。

基本方針

- 市町村が行う介護予防の取組を支援します。
- 認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）の育成に引き続き取り組みます。

2023年度までの目標

- 市町村が行う介護予防の取組を支援するため、市町村や地域包括支援センター職員に対する研修や、通いの場のモデル事業の実施とその成果の普及を行います。
- 市町村等における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組について、事業が着実に進むよう支援します。
- 認知症・介護予防の普及啓発活動や、市町村や地域包括支援センターとの協力による認知症・介護予防事業推進に向けた実践活動、自主的・自発的な高齢者支援に向けた実践活動などを身近な地域において行う「認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）」を着実に育成し、地域における認知症・介護予防活動を推進します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2023年度までの目標	事業内容
介護予防に資する通いの場への参加率の向上 (P129の再掲)	市町村	5.0% (2019年度)	7.0%	介護予防に資する通いの場への参加率の向上を図る。

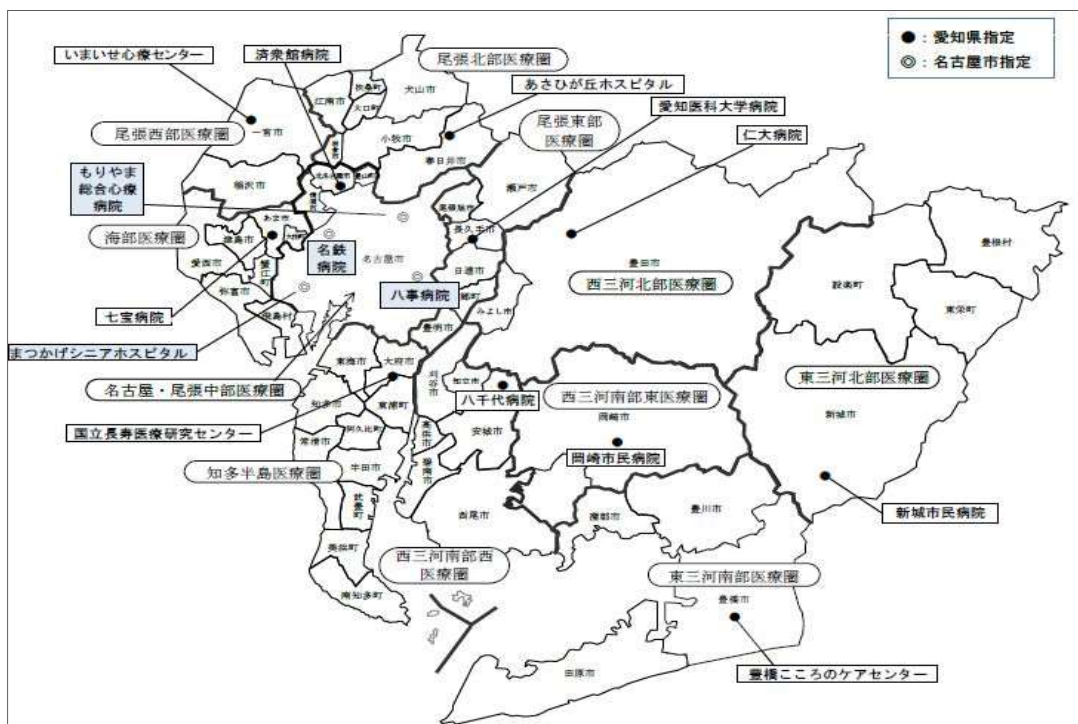
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

現状・第7期計画の評価

(早期発見・早期対応、医療体制の整備)

- 認知症機能低下のある人や、認知症の人の早期発見・早期対応のためには、地域の関係機関間の日頃からの連携が重要です。そのため、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」については、2018年4月までに全ての市町村で設置されており、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みました。
- 医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の間を有機的にコーディネートする「認知症地域支援推進員」については、全ての市町村で配置されており、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築に取り組んでいます。
- 市町村における認知症の容態に応じた適切なサービスの流れを示す「認知症ケアパス」の作成を支援し、全ての市町村で作成されています。
- 認知症高齢者の増加に伴い、認知症の専門医療機関を中心とした医療連携体制の強化、医療と介護の連携強化、保健医療・介護関係者への支援強化を図るため、「認知症疾患医療センター」を国立長寿医療研究センター始め11医療機関に委託し、全ての圏域に設置しました。

◇ 県内の認知症疾患医療センターの配置状況（2021年4月1日現在（予定））



資料 愛知県福祉局作成

(医療従事者等の認知症対応力向上の促進)

- かかりつけ医による健康管理や歯科医師による口腔機能の管理、薬局における服薬指導、医師・看護師等による本人・家族支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことが重要です。そのため、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 地域のかかりつけ医に対して、認知症診断の知識・技術の向上や家族を支援するための相談対応力の向上を図るための研修を実施しました。また、認知症の診療に習熟し、かかりつけ医を始め地域包括支援センターなど地域の関係機関との連携を推進する「認知症サポート医」を養成しました。
- 口腔機能の管理や服薬指導を通じて認知症の早期発見・対応を行えるよう、歯科医師や薬剤師に対して、認知症の人とその家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施しました。
- 認知症患者が身体疾患の合併などにより病態が一時的に悪化した時、一般病院での受け入れが円滑に行われるよう医療従事者の認知症対応力向上研修と認知症対応病院個別指導を実施しました。また、指導的役割の看護職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に伝達することで医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を図るための研修を実施しました。

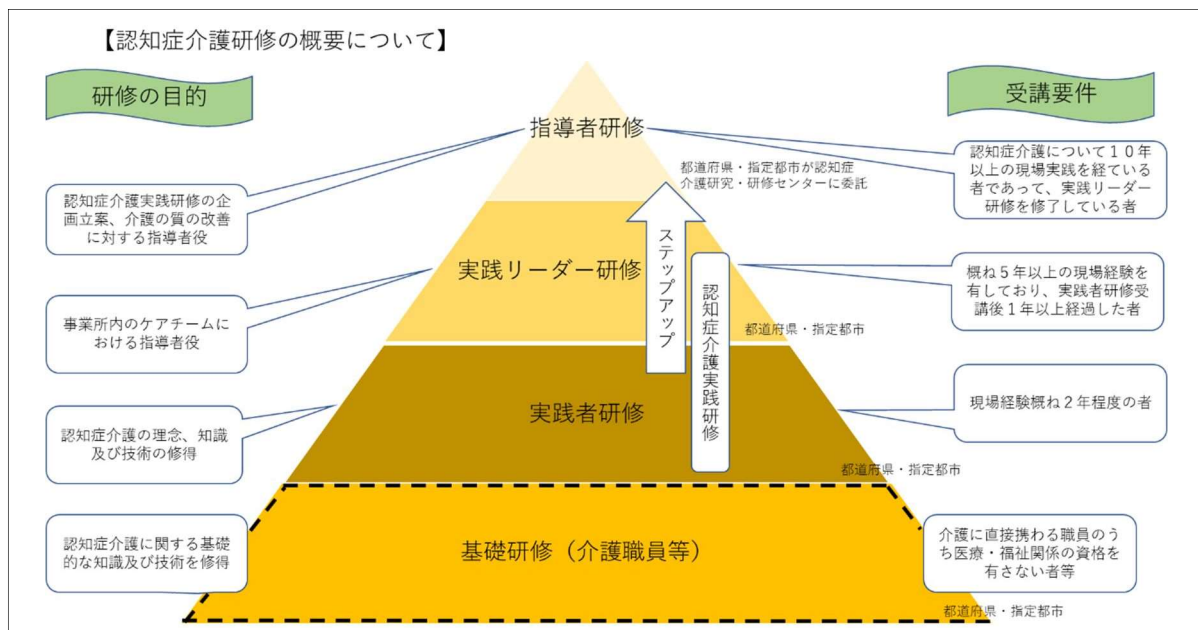
(介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進)

- 認知症の人が、それぞれの状況に応じて、身近な地域で適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービスの提供基盤の整備に加え、特に介護人材の確保や認知症対応力向上の促進を図ることが重要です。そのため、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 認知症高齢者に対する介護サービスの提供は、より高度で専門的な知識・技術が必要なことから、介護サービスを提供する施設、事業所の従事者等に対して、認知症の専門的な理解や介護技術の向上を図るための研修を実施しました。
- 認知症介護に関する専門的な知識・技術を習得し、実践者研修の企画・立案を行う認知症介護指導者を養成しました。また、この認知症介護指導者養成研修修了者を対象に、最新の知識や介護に関する高度な専門的知識の習得、教育技術等の向上を図り、認知症の介護技術を的確に伝授できる人材を養成しました。
- 基礎的な知識、技術及び経験を有する介護職員等が認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を県が指定する法人により実施しました。

- 新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技術を習得するための認知症介護基礎研修を実施しました。

なお、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者には、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが2021年4月から義務付けされます（3年の経過措置あり。新任職員の受講については1年の猶予期間あり）。

◇ 認知症介護従事者の認知症対応力向上研修の体系図



資料 愛知県福祉局作成

(介護手法の普及等)


- 認知症ケアの標準化や高度化、認知症ケア手法の普及、医療と介護の効果的な連携方策などの研究・研修に専門的に取り組む中核的機関として設置された「認知症介護研究・研修大府センター」や、若年性認知症に関連する制度や研究結果等について定期的に情報提供や研修を実施する認知症介護研究・研修センター内に設置された「全国若年性認知症支援センター」に運営費を助成しました。

(認知症の人の介護者の負担軽減の推進)

- 認知症の人が地域で暮らし続けるためには、本人への支援と家族介護者への支援を両輪で推進していくことが重要です。介護者人口の増加とともに、介護者の状況も多様化しており、相談支援に加え、家族同士の交流やレスパイトケア、仕事と介護の両立など、介護者の状況や本人の認知症の進行に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要です。そのため、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 要介護の高齢者を介護する家族を支援するために、市町村が実施する地域支援事業の任意事業として、介護慰労金の支給や介護知識・技術の修得などについての教室の開催、介護者の相互の交流会の開催などの家族介護支援事業が、市町村の実情に応じて実施されています。

- 家族介護に関する相談については、地域包括支援センターにおける総合相談業務として、保健・医療・福祉サービスの利用や成年後見制度の活用、消費者被害の防止など幅広い相談に応じています。また、家族介護者を支援するNPOや家族の会等でも相談に対応しています。
- 市町村関係職員や地域包括支援センター職員などを対象に、家族介護者からの相談に対応するために必要な資質の向上のための研修を実施しています。
- 認知症の人とその家族が、気軽に相談ができるように、公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部に委託し、認知症の介護等の経験者が電話による相談に応じています。
- 家族介護者の介護負担の軽減を図るとともに、これから先の介護を乗り切る力を付けていけるよう、家族介護者を対象に、介護者同士のピアサポートを活用した「家族支援プログラム」講座を開催するとともに、家族介護者に身近に接することが多い地域の医療・介護専門職（かかりつけ医、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び地域包括支援センター職員等）を対象に、家族介護者の受容段階に応じた介護者に寄り添う支援などを学ぶ研修会を開催しています。
- 認知症の人の社会参加の場や家族介護者のレスパイトケアの場として期待される「認知症カフェ」の設置促進・定着を図ることを目的に、2018年度に、「認知症カフェサミット」を開催し、集客方法や利用者の不安の取り除き方、地域との関わり方等を議論するとともに、カフェの好事例や問題点の共有を図るとともに、認知症カフェ運営マニュアルや認知症カフェ利用案内を作成しました。

◇ 認知症カフェ運営マニュアル、認知症カフェ利用案内

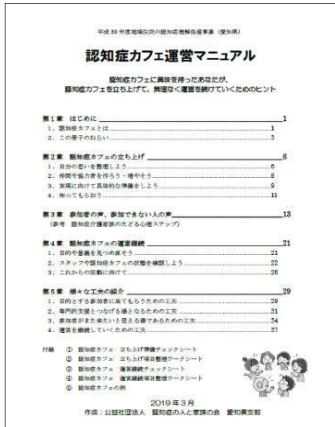


認知症カフェ利用案内

愛知県
認知症カフェ
利用案内

2018年5月発行

認知症カフェ利用案内
認知症カフェはどんなところ？という説明から、それぞれの認知症カフェの特徴を含め、県内の認知症カフェの情報を掲載



認知症カフェ運営マニュアル

認知症カフェに異質を持った施設だが、
認知症カフェを立ち上げ、開設する運営経験がないためセンター

第1章 はじめに	1
1. 認知症カフェとは	1
2. この冊子の使い方	3
第2章 認知症カフェの立ち上げ	6
1. 立ち上げの準備しよう	6
2. 施設や協力を得よう・場や人	6
3. 認知症カフェの役割や特徴をしよう	9
4. 始めてみよう	11
第3章 認知症の人、家族でない人の声	13
【声】 認知症介護者からの声(ケアマネジャー)	13
第4章 認知症カフェの運営継続	21
1. 認知症カフェの運営継続	21
2. 認知症カフェの運営継続のための工夫	22
3. 認知症カフェの運営継続のための工夫	28
4. 認知症カフェの運営継続のための工夫	28
第5章 様々な工夫の紹介	29
1. 認知症カフェの運営継続のための工夫	29
2. 認知症カフェの運営継続のための工夫	31
3. 認知症カフェの運営継続のための工夫	34
4. 認知症カフェの運営継続のための工夫	34

印刷：認知症カフェ、認知症カフェサミット
 編集：認知症カフェ、認知症カフェサミット
 監修：認知症カフェ、認知症カフェサミット
 発行：認知症カフェ、認知症カフェサミット
 発行所：認知症カフェ、認知症カフェサミット
 発行日：2018年5月
 発行部数：100部
 印刷：公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部

認知症カフェ運営マニュアル
認知症カフェを立ち上げたい方の参考となるよう
また、運営を継続する助けとなるように作成

- 2018年度から2020年度にかけて、市町村と連携し、認知症カフェの先進的な取組のモデル事業を実施し、その取組の全県波及を図るとともに、国立長寿医療研究センターと連携し、2019年度から、県内各地で認知症カフェの普及・定着がさらに進むよう市町村内の認知症カフェに関する企画及び調整役である認知症地域支援推進員に対して研修を実施しています。

- 一方で、新型コロナウイルス感染症拡大により、認知症カフェへの参加などが難しい状況となっているため、そうした面も考慮しつつ、介護家族同士の交流の推進を図っていく必要があります。

基本方針

- 認知症の方が地域で安心した生活が継続できるよう、認知症の早期発見・早期対応、医療体制の整備に努めるとともに、医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう有機的な連携を推進します。
- かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、看護師、身体合併症等への対応を行う急性期病院等の認知症対応力の向上を図るとともに、認知症サポート医の養成を推進します。
- 介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。
- 認知症介護に関する研究や認知症ケア手法の普及等を支援します。
- 認知症の人の介護者の負担軽減を推進します。

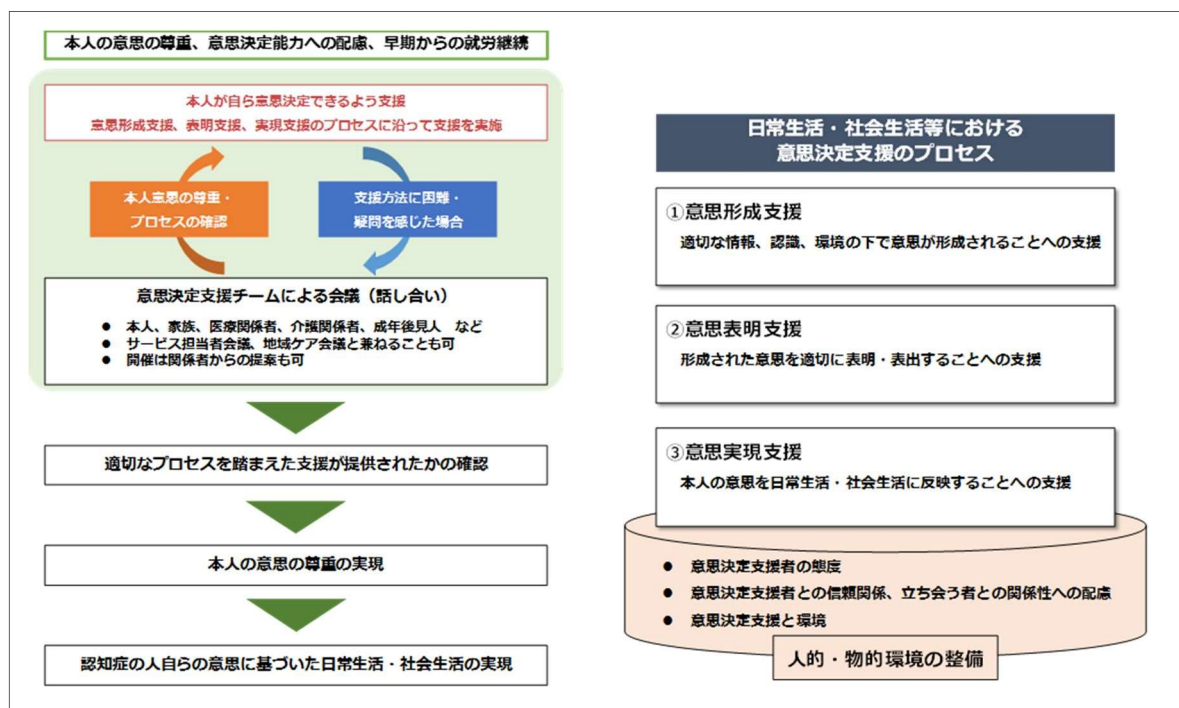
2023年度までの目標

- 早期発見・早期対応を図るため、地域包括支援センターやかかりつけ医等と、認知症疾患医療センター等の専門機関の有機的な連携の構築に努めます。
- 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動の充実を図るための研修を実施します。
- 医療や介護サービス及び地域の支援機関の連携の支援を行う「認知症地域支援推進員」の活動強化や活動支援の推進を図るため、国立長寿医療研究センターと連携し、本県独自にeラーニングを活用した研修プラットフォーム（オンライン上で研修を受講するための学習システム）を新たに構築するとともに、研修プラットフォームを活用して、認知症地域支援推進員の活動の横展開を図ります。^{*}
- 認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の普及を支援します。
- 認知症疾患医療センターが、地域の認知症に関する医療提供体制の中核となり、地域包括支援センターやかかりつけ医等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めるとともに、認知症の速やかな鑑別診断や診断後の本人や家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予

防等のための継続した医療・ケア体制の整備を図るとともに、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援や継続した日常生活支援の提供等を行います。

- 認知症サポート医の養成研修とフォローアップ研修及びかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、身体合併症への対応を行う一般病院の医療従事者、看護職員への認知症対応力向上研修を実施し、更なる質の向上を図るとともに、これらの間の連携を強化します。
- 「認知症介護研究・研修大府センター」における認知症介護に関する研究や認知症ケア手法の普及等を支援します。
- 認知症介護指導者、認知症介護実践者及び認知症介護実践リーダーの養成を図るための研修を実施するとともに、介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技能を修得するための研修を計画的に実施します。
- 本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、それを活かした支援ができるよう、医療・介護従事者に対する認知症対応力向上研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を導入します。*

◇ 意思決定支援の考え方（左）・プロセス（右）



(左)資料 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン (2018年6月)」(厚生労働省)
 (右)資料 上記資料を基に作成

- 認知症の介護等に関する電話相談を実施するとともに、相談者が必要な支援を受けられるよう、市町村等関係機関との連携を図ります。

- 認知症の人を介護する家族等に対し、精神的負担を軽減することを目的に、介護に関する知識や理解を深めるための講座を実施するとともに、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施します。
- 認知症の人を介護する家族と接する機会の多い専門職（介護支援専門員や地域包括支援センター職員等）に対し、家族支援に対する理解を深めるため家族介護者の受容段階に応じた「介護者に寄り添う支援」や「介護者の力を引き出す支援としてのピアサポート」等について学ぶ研修を実施します。また、医療・介護専門職に、ピアサポートの場となる地域の「認知症家族交流会」など、家族介護者支援ができる社会資源の紹介をし、普及を図ります。
- 家族介護者の増加とともに、介護家族者も多様化していることから、介護家族者の現状や声を踏まえて、ニーズに合わせた介護家族者支援のあり方の検討に努めていきます。
- 市町村における認知症カフェの設置促進及びその取組の充実を図るため、他の市町村の取組状況の情報提供等を行います。また、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンラインコミュニケーションツールの活用など、新しい生活様式に対応した認知症カフェ活動を推進し、交流の場の維持・拡大を図ります。*

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	2023年度までの目標	事 業 内 容
認知症地域支援推進員の新任者・現任者研修受講率	県市町村	—	新任者研修 100% 現任者研修 100%	全ての認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講できるよう支援する。
認知症地域支援推進員研修プラットフォーム*	県市町村	—	全ての市町村	全ての市町村が認知症地域支援推進員の活動支援に関するコンテンツを受講できるよう支援する。
		—	全ての認知症地域支援推進員	全ての認知症地域支援推進員が認知症地域支援推進員の活動強化に関するコンテンツを受講できるよう支援する。
認知症初期集中支援チーム	県市町村	1,596人 (2019年度)	2,100人	初期集中支援チームにおける訪問実人員数を増加させる。

項 目	実施 主体	現 状	2023年度までの目標	事 業 内 容
医療・介護従事者 向け研修における 意思決定支援に関 するプログラム※	県 その他	—	100%	<p>医療・介護従事者向け研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を導入する。</p> <p>[対象研修(10研修)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療従事者向け認知症対応力向上研修(かかりつけ医、認知症サポート医、歯科医師、薬剤師、一般病院勤務の医療従事者、看護師) ○介護従事者向け認知症対応力向上研修(認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護基礎研修)
新しい生活様式 に対応した認知 症カフェ※	県 市町村 その他	—	全ての市町村	全ての市町村で新しい生活様式に対応した認知症カフェを開催できるよう支援する。

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・災害時等における支援

現状・第7期計画の評価

(認知症バリアフリーの推進)

- 認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしているという状況があり、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らしを続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」に取り組んでいく必要があります。そのため、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 医療・介護の関係者等を構成員とする「愛知県認知症施策推進会議」を設置し、市町村における認知症施策の円滑な実施と地域支援体制の構築を支援しました。
- 認知症高齢者の見守り等の地域支援体制、成年後見制度の利用促進、消費者被害の防止、虐待防止、移動手手段の確保、交通安全の確保、住宅の確保など、認知症施策に関する庁内の関係課室を構成員とする「愛知県認知症施策推進庁内連絡会議」を設置し、関係課室間の共通認識の醸成と認知症施策等に関連する取組について連携を図り、認知症施策の総合的かつ横断的な推進を図りました。
- 特に認知症高齢者の見守りについては、市町村が実施する地域支援事業の任意事業として「認知症高齢者見守り事業」があり、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見システムなどの事業が行われています。
- 行方不明となった認知症高齢者等の早期発見・保護及び市町村において保護した身元の判明しない認知症高齢者等の身元照会等を、市町村の範囲を超えて広域的かつ効率的に実施するために必要な連携等を定めた運営要領に基づき連携強化を進めています。
- 認知症の人やその家族が安心して地域で生活するためには、日常生活の様々な場面で、小売・金融・公共交通を始めとする企業における認知症への理解が重要となります。そのため、認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修の開発、認知症パートナー宣言の創設により、企業における認知症への理解の促進に取り組みました。今後は、企業との更なる連携の強化を図り、企業の主体的な取組を引き出していくことが重要です。

(若年性認知症の人への支援)

- 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、切れ目のない適切な支援が受けられる環境づくりが重要です。そのため、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 若年性認知症の人やその家族からの相談に応じ、医療・福祉・就労等の総合的な支援を行う「愛知県若年性認知症総合支援センター」を認知症介護研究・研修大府センター内に設置し、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び支援に携わる者のネットワークを調整する「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、個別相談、若年性認知症自立支援ネットワーク会議、若年性認知症自立支援ネットワーク研修、意見交換会を実施しました。
- 特に、早期から本人やその家族への個別相談を開始するためには、「診断治療」から「支援」を切れ目なく繋げていくことが重要となるため、関係機関間の更なる連携の強化が必要になります。

(若年性認知症の人等の社会参加支援)

- 若年性認知症は、社会との繋がりが薄れてしまうことがあるため、周囲の人々の理解や段階に応じた多様な社会との繋がる機会の提供が重要です。また、65歳未満に限らず、活力ある前期高齢者についても、認知症になっても支えられる側だけではなく、支える側として役割や生きがいを持って生活できる環境づくりが必要です。そのため、第7期計画では、次の取組を進めました。
- 若年性認知症支援コーディネーターが中心となり、若年性認知症の人の社会参加支援に関する関係機関のネットワークの強化を図るとともに、社会参加を希望する若年性認知症の人への個別支援を実施しました。
- 今後は、企業や介護保険事業所など地域の社会資源に精通する市町村と連携し、こうした取組の更なる推進が求められます。

(災害時等における支援)

- 認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、平時の支援だけでなく、災害その他非常の事態の場合においても安全が確保されるための支援が必要です。
- 災害弱者への対策としては、避難行動要支援者名簿の活用や福祉避難所の指定、避難所運営者への理解促進などが進められていますが、認知症の人の避難や避難所での生活については、家族のみならず、地域住民の理解・支援が重要になります。
- 今後、愛知県内においても、南海トラフ地震を始めとした様々な災害が想定されることから、災害時の支援体制について検討を進め、発災時に本人や家族が落ち着いて行動でき、必要な支援が提供されるよう、市町村や関係機関と連携しながら検討を進めることが必要です。

- 新型コロナウイルス感染症の流行により、外出機会や人との交流が減る状況の中で、高齢者の身体・認知機能等への影響が懸念されています。実際に、地域で暮らす認知症の人の半数以上で、認知機能の低下が見られたとの報告もあります。
- こうした中では、様々な資源を活用し、適切な感染予防を行いながら、心身機能低下の予防、健康の維持を図っていく必要があります。特に、認知症カフェは、認知症の人や家族の交流の場として重要な役割をもっているため、感染予防に配慮しながら工夫をして取組を実施している各地の事例なども参考にしながら、今後も取組を継続していくことが重要です。

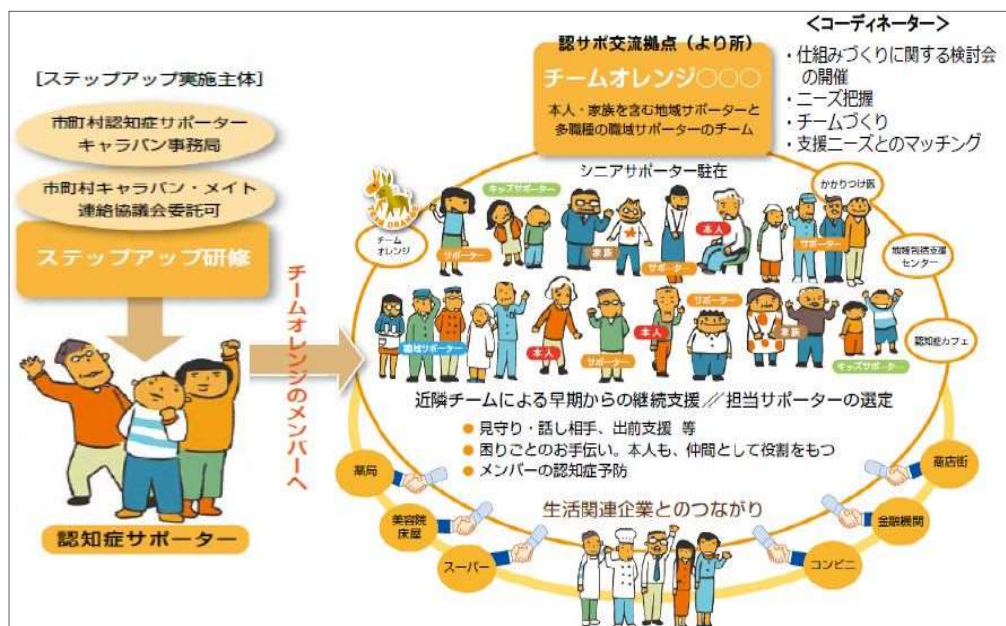
基本方針

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活していくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。
- 若年性認知症の人に対する医療・福祉・就労等の総合的な支援を推進します。
- 若年性認知症の人等の社会参加支援の推進を図ります。
- 災害時における支援の充実、新しい生活様式を踏まえた認知症カフェにおける交流の推進を図ります。

2023年度までの目標

- 認知症高齢者等が行方不明になっても早期発見されるよう、研修会や行方不明対策に関する調査を実施するなどして各市町村における見守り体制の構築・強化を支援し、認知症行方不明高齢者等の死亡発見ゼロを目指します。
- 認知症高齢者等の見守りネットワーク構築に関する研修会等を実施することで、市町村域を越えた広域的な体制の構築・強化を支援します。
- 地域支援体制の強化を図るため、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を推進します。

◇ チームオレンジの体系図



資料 厚生労働省

- 「あいち認知症パートナー宣言」と「認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修」の一体的取組を推進し、企業の主体的な活動の促進を図ります。*
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言、その他の援助を行うよう努めます。
- 地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、家庭裁判所や法律専門職団体との連携の強化に努めます。
- 高齢者等を消費者被害から守るため、「消費者安全確保地域協議会」の仕組みを活用し、地域社会全体で高齢者等を見守るためのネットワークの拡大を図ります。これに向けて、市町村における協議会の設置を促進するとともに、実効性のある見守りが実施されるよう支援を行います。
- 高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が的確に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するとともに、市町村において、高齢者虐待防止・対応のための関係機関等のネットワークづくりが推進されるよう支援します。
- 免許を返納したり、運転に不安を持つ高齢者等が、自家用車に依存しなくても生活ができるよう、地域の実情に応じた市町村の移動支援体制の構築を支援するため、2020年度から2022年度にかけてモデル事業を実施し、得られた成果を市町村に普及していきます。

- 高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保するため、広域的・幹線的なバス路線の運行に要する経費の補助や、三河山間地域における市町村営バス等の運行に要する経費の補助など、地域公共交通の維持・確保に向けた支援を行います。
- 高齢者の交通事故を防止するため、事故防止に効果のある反射材の着用の促進、認知症対策の強化が図られた道路交通法及び運転免許証の自主返納制度を周知し、交通安全意識の向上を図ります。
- 頻繁に交通事故当事者となる高齢運転者に対する個別指導を始め、健康状態等を踏まえた、きめ細やかな交通安全教育を高齢運転者等を実施することにより、高齢運転者の交通事故抑止を図ります。
- 地域の実情に応じて、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、認知機能低下のある人や認知症の人への見守り等が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等との連携を支援します。
- 高齢者等住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅の登録や入居支援、生活支援等を行う居住支援法人の指定を行うこと等により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進する「新たな住宅セーフティネット制度」を推進します。
- 愛知県若年性認知症総合支援センターを継続設置するとともに、相談窓口の更なる周知を図り、若年性認知症の人とその家族等が必要な支援に繋がるよう取り組みます。
- 若年性認知症の人の支援に携わる関係機関等を対象に、若年性認知症についての理解や啓発が進むよう研修等を実施します。
- 若年性認知症と診断された人やその家族に早期から支援をするため、診断治療を行う認知症疾患医療センターと支援を行う愛知県若年性認知症総合支援センターとの連携体制の構築・強化を図ります。*
- 若年性認知症の人等の社会参加の推進を図るため、市町村や愛知県若年性認知症総合支援センターと連携し、就労やボランティア活動などの社会参加に向けた企業・NPO 法人等とのマッチング支援モデルを構築し、その取組の全県波及を図ります。*
- 地震・津波、風水害などの自然災害時において、認知症の人及びその家族を地域全体で支援する環境づくりを進めるため、市町村と連携して、認知症の特性や生活環境等を考慮した地域における災害時支援モデルを構築し、その取組の全県波及を図ります。*
- 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、新しい生活様式に対応した認知症カフェ活動を推進し、交流の場の維持・拡大を図ります。*

主要施策・事業

項 目	実施 主体	現 状	目 標 (目標年次)	事 業 内 容
チームオレンジの構築	県 市町村	5 市町 (2019 年度)	全ての市町村 (2023 年度)	全ての市町村でチームオレンジを構築できるよう支援する。
認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修とあいち認知症パートナー宣言の一体的取組の推進*	県 市町村 その他	—	全ての市町村 (2023 年度)	ONE アクション研修を実施し、かつパートナー宣言をしている企業がある市町村を 100%とするよう取組を推進する。
成年後見制度に係る中核機関	市町村	11 市町 (2019 年度)	全ての市町村 (2021 年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る中核機関が整備されるよう支援する。
成年後見制度に係る基本計画	市町村	4 市町 (2019 年度)	全ての市町村 (2021 年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る基本計画が策定されるよう支援する。
消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワーク (P162 の再掲)	市町村	人口カバー率 59% (2019 年度)	人口カバー率 85% (2024 年度)	市町村における消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置を促進する。 (算出方法：協議会設置市町村の人口/愛知県人口)

項 目	実施 主体	現 状	目 標 (目標年次)	事 業 内 容
若年性認知症の人の早期相談支援体制※	県	3センター (2019年度)	全ての認知症疾患医療センター (2023年度)	全ての認知症疾患医療センターと愛知県若年性認知症総合支援センターとの連携体制を構築する。
社会参加支援モデル※	県 市町村	—	モデルの提示 (2023年度)	若年性認知症の人等の社会参加支援モデルを構築する。
認知症災害時支援モデル※	県 市町村	—	モデルの提示 (2023年度)	認知症災害時支援モデルを構築する。
新しい生活様式に対応した認知症カフェ※ (P116の再掲)	県 市町村 その他	—	全ての市町村 (2023年度)	全ての市町村で新しい生活様式に対応した認知症カフェを開催できるよう支援する。

5 研究開発

現状・第7期計画の評価

- 認知症は、未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなど、様々な病態やステージを対象とした研究開発が求められています。
- 国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザがお互いの強みを活かし、共同研究を行う「連携ラボ」をあいち健康プラザ内に設置し、あいち健康プラザで実施している健康度評価をもとに、運動機能や口腔機能等の高齢者の特性を踏まえた「後期高齢者健康度評価」の開発や、後期高齢者に向けた健康支援プログラムである「認知症予防プログラム」の開発を進めました。また、国立長寿医療研究センターにおいて認知機能の低下や心身の虚弱といった老年症候群の早期発見手法を開発するための「プラチナ長寿健診」を2018年度から実施しています。
- 国立長寿医療研究センターの病院機能の強化に係る新棟建替について、2019年度から補助を行っており、新棟完成により、病床と研究機能が一体化した臨床研究機能の強化を図ることとしています。
- 引き続き、国立長寿医療研究センターを始めとする専門機関や活力ある大学・企業の集積の立地を活かし、研究開発を進めていきます。

基本方針

- 国立長寿医療研究センターを中核として、あいち健康プラザや大学・企業との連携による共同研究を推進し、診断、介入、介護・ケア技術等の開発を行います。

2023年度までの目標

- 国立長寿医療研究センターとの協定事業として、各種プログラムをもとにした地域支援関係者の人材育成のための研修や、地域支援体制の整備を進めるとともに、「プラチナ長寿健診」について、2022年度までに延べ1万人分の検診データを収集した上で、認知症や認知機能低下の早期発見方法の確立（スクリーニング検査法の開発）に繋げていきます。*
- 研究基盤の構築として、国立長寿医療研究センターの病院機能の強化に係る新棟建替を進めます（2021年度竣工予定）。*

- あいち健康プラザ内に設置した「連携ラボ」において開発した後期高齢者健康度評価と認知機能評価の関連性の検証を行います。また、運動の実践と継続が認知機能に及ぼす効果に関する研究や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた、新しい生活様式における在宅高齢者の健康支援プログラムの開発を進めます。*

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	目 標 (目標年次)	事 業 内 容
プラチナ長寿健診※	県	—	スクリーニング検査法の開発 (2022年度)	市町村で活用可能な効果的なスクリーニング検査法を開発する。
新しい生活様式における健康支援プログラム※	県	—	新しい生活様式における健康支援プログラムの開発 (2023年度)	在宅高齢者を対象とした新しい生活様式における健康支援プログラムを開発する。